

# 民生環境協議会協議事項

〔 日時 令和8年1月21日(水)  
午前10時  
場所 第三委員会室 〕

## ○ 所管事項の報告について

- 1 マイナンバーカードを活用した証明書等自動交付機（キオスク端末）の設置について
- 2 被災住家解体撤去支援事業について
- 3 八戸市一般廃棄物最終処分場の被覆施設移設工事及び火災復旧対策工事の完了について

## マイナンバーカードを活用した証明書等自動交付機（キオスク端末）の設置について

### 1 目的

本庁舎及び市内郵便局にマイナンバーカードを活用した証明書等自動交付機（キオスク端末）を新たに設置し、操作支援を伴う実際の証明書取得の体験により、その利便性を理解してもらうことで、身近なコンビニエンスストア等における証明書取得サービスの利用促進につなげ、市民の更なる利便性向上を図る。

なお、キオスク端末の活用促進については、令和8年度から3年間で計画期間とする第2期八戸市デジタル推進計画の主な取組として位置付ける予定である。

キオスク端末本体



設置場所（市民課窓口から撮影）



### 2 設置場所及び利用時間

建物	設置場所	利用時間
八戸市庁 本館	1階待合ホール案内係の横	月曜日から金曜日 8時15分から17時まで
八戸西郵便局 (長苗代字二日市)	受付カウンターの前方	月曜日から金曜日 9時から17時まで

### 3 取得できる証明書

証明書の種類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	300円
戸籍謄本・抄本（全部・個人事項証明書）	450円
戸籍の附票の写し	300円

### 4 手数料の支払方法

現金、キャッシュレス決済（ハチカ・Suica等の交通系電子マネーとWAON）

### 5 キオスク端末の操作方法

コンビニエンスストア等での証明書取得と同様に、マイナンバーカードの読み取り及び4桁の暗証番号を入力することにより、簡単に証明書を取得することができる。

### 6 サービス開始日

令和8年2月2日

## 被災住家解体撤去支援事業について

### 1 事業の趣旨

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災した建物のうち、全壊の判定を受けた個人住家について、所有者の申請に基づき、市が生活環境保全の観点から当該住家の解体撤去を行うもの。

### 2 支援対象

罹災証明書において「全壊」の判定を受けた個人住家の所有者

### 3 事業開始時期

令和8年2月上旬より受付開始予定

### 4 事業費

40,944千円（建物解体業務等委託料）

※令和8年1月30日付けで補正予算専決処分予定

### 5 財源

- ・国の「災害廃棄物処理事業費補助金」を活用
- ・補助率は事業費の2分の1
- ・補助率の80%に特別交付税措置

(負担割合のイメージ)

#### 事業費

50		50	
国庫補助金 (補助率1/2)		特別交付税 ( $50 \times 80\% = 40$ )	市負担 (10)

## 八戸市一般廃棄物最終処分場の被覆施設移設工事及び火災復旧対策工事の完了について

### 1. 八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事

#### (1) 工事の内容

4区画で構成される廃棄物の埋立地のうち、第2区画が満杯となることから、第2区画の被覆施設及び機械・電気設備を第3区画へ移設し、廃棄物の受け入れ区画を切り替えるもの。

#### (2) 工事の期間

令和6年9月25日から令和7年12月25日まで

#### (3) 契約者

株式会社石上建設(八戸市類家四丁目2番26号)

#### (4) 工事費用

384,252,000円(うち消費税等の額34,932,000円)

#### 《被覆施設移設工》

施工前	施工後
	
第2区画に被覆施設	第3区画に被覆施設を移設

### 2. 八戸市一般廃棄物最終処分場火災復旧対策工事

#### (1) 工事の内容

令和6年10月20日に第2区画内で発生した火災により焼損した遮水シートや各種設備の修繕及び今後の火災対策として埋立地内へ火災報知器を設置するもの。

#### (2) 工事の期間

令和7年7月31日から令和7年12月25日まで

#### (3) 契約者

株式会社石上建設(八戸市類家四丁目2番26号)

#### (4) 工事費用

75,504,000円(うち消費税等の額6,864,000円)

《焼損した設備の修繕》

施工前	施工後
	
<p>令和6年10月の火災で焼損した第2区画の遮水シート</p>	<p>火災復旧対策工事後の第2区画</p>

《火災報知器》

火災報知器カメラ	火災報知器監視盤
	
<p>第3区画内の6ヶ所に炎を検知するカメラを設置</p>	<p>炎を検知した場合に監視棟へ通報する設備</p>

3. 今後の運用

(1) 第2区画について

- ・ 令和8年1月5日から第2区画への廃棄物の埋め立てを再開
- ・ 第2区画への埋め立て完了は令和9年3月頃の予定
- ・ 埋め立て完了後はキャッピング工事を実施
- ・ 修繕箇所に係る火災保険（建物総合損害共済）については手続き中

(2) 第3区画について

- ・ 令和7年12月22日から第3区画の火災報知設備の運用を開始
- ・ 第2区画の埋め立て完了まで廃棄物の受け入れを停止